

役員報酬等及び費用に関する規程

平成24年4月1日 制定
一般社団法人 金融先物取引業協会

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人金融先物取引業協会(以下「本協会」という。)の定款第33条により会員代表者以外の有識者から選任された役員(以下「有識者から選任された役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、有識者から選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、有識者から選任された役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は、毎月20日(支給日が休日にあたるときは、順次前日に繰り上げる。)に、年俸の12分の1を支給する。

2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

3 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を直接本人に支払う。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員及び非常勤役員の報酬は年俸制とし、別表に定める「年間報酬総額(本俸のみ)」に基づき支給する。また、各々の常勤役員及び非常勤役員の年俸は年間報酬総額の範囲内で、会長が理事会の承認を得てこれを定める。

2 年俸の対象期間は本協会の事業年度を基準とする。ただし、年度の途中で常勤役員及び非常勤役員となった者の年俸の対象期間は就任したときから事業年度の最終日とし、年度の途中で年俸が変更された場合の対象期間は変更された月から事業年度の最終日とする。

(報酬の日割計算)

第5条 月の途中において、常勤役員及び非常勤役員が就任し又は退職し若しくは解任があったときは、その月の本俸額は、その事実の発生した日を基準とし、日割り計算により計算された額とする。

2 第1項の日割り計算は、その月の現日数を基準として計算する。

3 月の途中において、死亡した場合は、前二項の規程によらず、その月の末日までの本俸額を支給する。

(退職金の支給)

第6条 常勤役員が任期満了、辞任又は死亡により退任したときは、退職金を支給する。ただし、常勤役員が定款第32条により解任されたときは、退職金を支給しない。

- 2 常勤役員の退任理由が死亡の場合には、その法定相続人に退職金を支払う。
- 3 退職金の支給は、この規程に基づき理事会が決定した額にして、総会において承認された額とする。
- 4 退職金は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を直接本人又は法定相続人に支払う。

(退職金の額の算出)

第7条 退職金の額は、次の算式によって計算する。

(常勤役員が退任した日における年俸×1/12)×(在任月数×1/12)×乗率

- 2 在任月数は、就任の月から退任の月までとし、1ヶ月未満の端数については、これを切り上げる。
- 3 乗率は100分の75～100分の125の範囲で、本協会の資産及び収支の状況並びに民間の退職金支給水準と比べて不当に高額に過ぎないように理事会がこれを定める。

(再任等の取扱い)

第8条 常勤役員が、任期満了の日において再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(通勤費の取扱)

第9条 常勤役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、その実費を支給するか、その費用を本協会が負担する。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(実務細則)

第12条 この規程の実施に必要な事項については、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則 (平 24. 4. 1)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平 24 年 4 月 1 日）から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現に常勤役員である者の第7条第2項に規定する在任月数は、その者が就任した月から通算して計算するものとする。

(別葉)

別表 常勤役員及び非常勤役員の年間報酬総額(本俸のみ)

2,120 万円の範囲内